

新型コロナウイルスガイドライン

林業経営体のみなさまへ

新型コロナウイルス対策に関する農林水産省対策本部

林業経営体(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。

※「林業経営体に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関するガイドライン」<https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_rin.pdf>

1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、**徹底した対策**をお願いします。

- **従業員等に感染予防策を要請**します。
 - ①体温の測定と記録
 - ②発熱などの症状がある場合は、事業主等に連絡して自宅待機
 - ③37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、事業主等に連絡の上、保健所に問い合わせ
- **マイクロバスでの通勤や休憩では定期的な換気**を行って下さい。
- 従業員から診断結果等の**報告を速やかに受ける体制を構築**して下さい。
- 手洗いなどの**感染予防策を徹底**して下さい。
 - ①出勤時やトイレ使用后、事業所等への入場時の手洗い、手指の消毒
 - ②できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底
 - ③通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

依田林業新聞

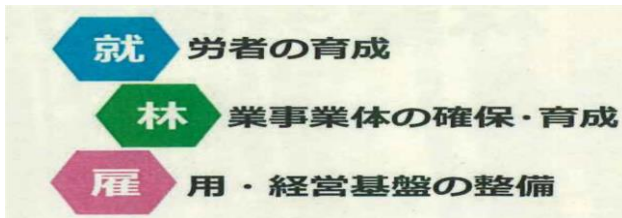
発行所

(有) 依田林業
塩山事務所
総務部

林業労働力確保の促進

「林業労働力確保の促進に関する法律」に基づき、平成10年、林業労働力確保支援センターとして、東京都知事より指定を受けました。3つの観点から林業就業希望者、林業就労者、林業事業体を支援しています。

絶やしてはいけない仕事としてこれからは、林業のことを発信していかなければいけないという使命になってきています。誰でも簡単に出来る仕事ではないからこそ、やりがいがあり、社会に貢献できる仕事だと思っています。人々が生きるために、動物が生きるために、植物を育てるために、地球全体が必要としている物を奪ったり、失くしてはいけないと考えています。だからこそ、こうした支援をありがたく活用して、林業の担い手の確保に繋げていきましょう。



前向きになれる一言
ちっぽけなフライドこそ、
自分の成長を妨げる

- ⑨ 自分の仕事に誇りを持つ
 - ⑧ いっ指導者となってもいいように作業を行う
 - ⑦ 道具、刃物の手入れは毎日行う
 - ⑥ 身体と道具、機械に思いやりを持つ
 - ⑤ 必ず2人以上で作業する
 - ④ 常に冷静な判断をする
 - ③ 効率・速さよりも、安全・丁寧を優先する
 - ② 現場を綺麗に保つ
 - ① 常日頃、仕事をする前に初心に還る
- 依田林業の安全ルール**
- 実行之していきましょう。
- 新年度にあたり、見直すべき点と、実行しなくてはいけない注意点があります。
- 事故やケガは「意味があつて起る(必然)」だと思えます。安全に行えるように、最低限のルールが必要です。一人一人の心掛け一つで、自分と一緒に働く作業員の事故と怪我を防ぐことができます。まずは一年間実行していきましょう。

安全ルール